

【指定更新申請について】

事業者の指定基準の遵守状況を定期的に確認するため、平成 18 年度介護保険制度改正により、介護保険事業者の指定に「更新制度」が導入されました。

当該更新制度に係る事業者の指定の有効期間は 6 年間であり、当該有効期間を更新するには、事前に更新申請を行う必要があります。

有効期間満了日(*注)の 2 か月前には仮申請を、1 か月前までには本申請を提出してください。

*注＝「有効期間満了日」は、指定（許可）年月日から 6 年間で満了する日。

例) 平成 30 年 4 月 1 日指定の場合 → 平成 36 年 3 月 31 日が有効期間満了日

【御注意ください】

- ・更新申請を行わなかった場合は、指定が失効します。
- ・人員や設備等の基準を満たしていない場合は、指定の更新はできません。
- ・個別に更新時期をお知らせする通知等は送付しておりませんので、各事業所において、適宜、有効期間満了日を確認の上、指定更新の時期（＝有効期限の 2 か月前～1 か月前）になりましたら、忘れずに更新申請書類を提出してください。

- 更新申請にあたっては、長岡市手数料条例に基づき、更新手数料（8,700 円）が必要となります。なお、この手数料の納付は、現金のみの取扱いとなっております。

1 指定更新手続きの流れ

(1) 更新申請書類の作成 [事業所]

- 各事業所において、更新申請書類を作成します。
- 更新申請に必要な書類等は次の①～⑤のとおりです。

- ① 更新申請書（別記第 4 号様式）
- ② 指定更新手数料（8,700 円本申請時に現金にて納付）
- ③ 添付書類等確認表（別紙）
- ④ 添付書類 ※更新申請提出書類一覧表のとおり
- ⑤ 変更届 ＝ 変更がある場合のみ

※ ⑤について、添付書類等確認表（別紙）により、添付書類の確認と併せて、これまでの変更届の提出状況を確認した結果、未提出の変更届があった場合は、更新申請書類と併せて当該変更届を提出してください。

(2) 更新申請書類（上記①～⑤）の提出 [事業所 → 長岡市介護保険課介護事業推進係へ]

- 更新申請書類等を、提出期間内に、長岡市介護保険課介護事業推進係へ提出してください。
- 提出期間：「有効期間満了日」の 2 か月前に仮申請（持参又は郵送）を、1 か月前までに指定更新手数料と併せて本申請（持参）を提出
 - ※ 仮申請とはおおまかに書類をそろえたもの、本申請とは法人印等も押印し正式に提出するもの
 - （書類審査や結果通知等を円滑に行えるよう、提出期間内になるべく早めに提出願います。）

○ 提出方法：仮申請書類 持参又は郵送

本申請書類及び手数料 持参（郵送不可）

○ 提出先：長岡市介護保険課介護事業推進係

(3) 更新申請書類の審査 [長岡市介護保険課介護事業推進係]

○ 長岡市介護保険課介護事業推進係において、更新申請書類の審査を行います。

※ 有効期間満了日が集中し、指定の更新を迎える事業所が多数ある場合などは、審査に期間を要する場合があります。

(4) 審査結果（更新の可否等の通知）の送付 [長岡市介護保険課→事業所へ]

○ 更新申請書類の審査の結果、更新の可否や更新後の新たな有効期間満了日等を記載した通知（「介護保険事業者指定更新通知書」）を、各事業所に送付します。

※ 審査に期間を要した場合、審査結果の通知が有効期限を過ぎる場合がありますが、審査結果の通知が届くまでの間は、従前の指定が有効となります。（介護保険法第70条の2）

2 指定更新手数料

指定更新申請にあたっては、長岡市手数料条例（平成12年長岡市条例第3号）に基づき、下記の指定手数料が必要となります。なお、当該指定手数料は、現金により納付することとなります。

事前に来庁日時を電話予約の上、指定更新申請書類と併せて長岡市介護保険課介護事業推進係まで御持参ください。（収入証紙、収入印紙、納付書等での納付はできません。）

手数料の名称	手数料の額
指定居宅介護支援事業者指定更新手数料	8,700円

3 居宅介護支援の指定更新申請に係る照会・書類提出先

〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10

長岡市福祉保健部 介護保険課介護事業推進係

電話 0258-39-2245 F A X 0258-39-2278